

- 巻頭言 …………… 裁判後も永遠に続く犯罪被害者の苦しみに寄り添って 1
- 特集 …………… 全国ネットワーク 第3期3年計画と長期ビジョン 2~4
- 寄稿 …………… 可視化されない「被害後」とその支援を考える 5
- センター紹介 …… 公益社団法人いばらき被害者支援センター 6
- 用語解説 ……… (独)自動車事故対策機構 (NASVA「ナスバ」) が行う自動車事故被害者支援制度について 7
- 1年の活動を振り返る
～「被害者支援を考える・学ぶ講座」の実施・制度政策提言活動～ 8
- 編集後記 8

巻頭言

裁判後も永遠に続く 犯罪被害者の苦しみに寄り添って

全国被害者支援ネットワーク理事
福岡犯罪被害者支援センター理事 弁護士 ● 芦塚 増美

7年前に被害者ご遺族から相談を受けました。娘を殺されたご遺族からの相談です。民事裁判は確定ですが、加害者から支払いはないとのことでした。前任の弁護士から10年で時効になるので、10年経過後に、再度、裁判をする必要があると説明を受けていました。長い間、心労が重なり、身体の状態も通常の人とは違い、塞ぎこむ状態でした。辛い生活でしたが、判決と娘さんの写真だけは大切に保管していました。遺族は、娘が、「犬ころ」みたいに殺されましたと説明しました。一生、忘れられない法律相談ですが、再度、民事裁判をしましょう、健康に注意して生活しましょうと励ましました。法律相談ではなく生活相談となりました。

昨年秋となり、再度、加害者を相手として裁判をすることになりました。民事裁判は裁判所に印紙を納付しますので、法律的な説明を要します。遺族の健康状態のいい日を選び法律相談をしました。訴訟提起日は、事件のあった日を選びました。季節も事件の日と同じであり、ご遺族は、この季節になると事件を一層、思いだすと話しました。

裁判には遺族が出席しますが、1週間前からご遺族に電話をかけて、万全の準備をし、弁護士が裁判所までの送り迎えをしました。

裁判所では、ご遺族が意見陳述をしました。民事裁判では、弁護士が訴状陳述をしますが、通常、2分から3分で終わります。しかし、これでは、ご遺族の気持ちが伝わりませんので、裁判所に働きかけ、意見陳述を許可してもらいました。最初の予定では弁護士が意見陳述を読み上げる予定でしたが、ご遺族が読み上げますと言い、

心を込めて意見陳述をしました。報道機関が着席していた傍聴席からはすすり泣く声が聞こえてきました。判決の日、裁判官は、遺族の主張通りの判決を下しました。

判決は、全国で報道されました。

TBS「ニュース23」では、アナウンサーが、被害の実態が知られていないこと、自分が死ぬまで娘の死を引き摺っていくことが、どれだけ苦しいことか等、首を振り、肩を震わせ、絞り出す声で発言していました。アナウンサーはご遺族の氏名を紹介し、首を振る等して発言していました。支援でも、氏名を覚え、身体で表現することは共感を呼ぶ面接技法だと思います。報道は面談の技法に合致していました。

NHK朝7時のニュース「おはよう日本」では、2人のアナウンサーが、犯罪の被害によって、家族を亡くしたご遺族が裁判を起こしても損害賠償が支払われないこと、賠償請求できる権利が10年で消滅すること、ご遺族に代わって自治体が賠償請求を行うことはご遺族にとって大きな助けになります等とコメントし、共感を呼ぶ姿勢でした。

ご遺族は、このアナウンサーを一生、忘れないでしょう。

2社とも、私の言いたいことを発言してくれました。ネットワークは平成10年に設立され支援を行っていますが、まだまだ、支援が知られていないのが現実です。支援について、日本を代表するアナウンサーがコメントした事実は、支援の大きな発展につながると思います。

被害者が報道機関に会うことは、非常に困難です。支援する弁護士としてご遺族と報道機関との連絡には丁寧な配慮をしました。

発行：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク